（記載上の注意）

１．次の内容を記載すること。

①　高額電子移転可能型前払式支払手段の発行の業務に関し利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した利用者の損失の補償の有無

②　①の補償が「有」の場合には、その補償の内容（補償の要件がある場合には、当該要件を含む。）及び補償手続の内容

③　①の損失についてその補償以外に対応を行う場合には、その内容

④　①から③までの内容を実施するための体制

２．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第５面の次に添付すること。

３．記載した事項について定めた社内規則等を添付すること。

（第６面）

15. 高額電子移転可能型前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法に照らし必要があると認められる場合にあっては、当該業務に関し高額電子移転可能型前払式支払手段の利用者以外の者に損失が発生した場合における当該損失の補償その他の対応に関する方針

（記載上の注意）

１．次の内容を記載すること。

①　高額電子移転可能型前払式支払手段の発行の業務に関し高額電子移転可能型前払式支払手段の利用者以外の者に損失が発生した場合における当該損失の補償の有無

②　①の補償が「有」の場合には、その補償の内容（補償の要件がある場合には、当該要件を含む。）及び補償手続の内容

③　①の損失についてその補償以外に対応を行う場合には、その内容

④　①から③までの内容を実施するための体制

２．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第６面の次に添付すること。

３．記載した事項について定めた社内規則等を添付すること。

（第７面）

16. その他高額電子移転可能型前払式支払手段の利用者の保護を図り、及び高額電子移転可能型前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営を確保するための重要な事項